

【記入例】

登園届 (保護者記入)

令和 5 年 11 月 14 日

下記の感染症疾患につきまして、医師の登園許可がございましたので登園いたします。

出席停止の期間 令和5年 11 月 8 日(水) ~ 令和5年 11 月 13 日(月)

登園許可の診断をした  
医療機関名

〇〇 医院

白鳩幼稚園 〇 〇 〇 組

園児氏名 豊島 太郎

保護者氏名 豊島 花子

下記の感染症にかかった場合、出席停止となります。これは他の幼児への感染防止、本人の早期休養・回復のためにとられるもので、療養期間中は欠席扱いになりません。下記の日安期間を参考に、医師から登園許可が出るまで自宅で療養をお願いします。登園許可がございましたら、保護者が記入し幼稚園にご提出ください。

(注)罹患した感染症に○を記入してください。

	病名	出席停止期間のめやす
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し(発症した日を 0 日目とする)、かつ症状が軽快した後 1 日を経過する(症状軽快した日を 0 日目とする)まで 「症状が軽快」とは、解熱剤を使わずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることとされています
○	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し(発症した日を 0 日目とする)、かつ解熱後 3 日を経過する(解熱した日を 0 日目とする、幼児は 3 日間・児童は 2 日間)まで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	風疹	紅い発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱・アデノウイルス感染症 (プール熱)	主な症状が消退した後、2 日を過ぎるまで
	結核	感染の恐れがなくなったと診断されるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	医師の判断による
	溶連菌感染症	医師の判断による
	手足口病	医師の診断による
	伝染性紅斑(りんご病)	医師の診断による
	マイコプラズマ肺炎	医師の診断による
	ウイルス性胃腸炎	医師の診断による
	ヘルパンギーナ	医師の診断による

※流行性角結膜炎・溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・マイコプラズマ肺炎・ウイルス性胃腸炎・ヘルパンギーナについては、病院にかかった際に、いつから登園してよいか確認してください。